

健康・医療新産業協議会 厚生労働省 説明資料

健康・医療新産業創出に関連した厚生労働省の取組について

- 保険者を中心とした取組の支援
- データヘルス改革

健康スコアリングレポートを通じた保険者や事業主への働きかけ

ポイント

■ 健康スコアリングレポートの概要

- 各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全健保組合平均や業態平均と比較したデータ**が見える化。
- 2018年度より、**厚労省・経産省・日本健康会議の三者が連携し**、NDBデータから保険者単位のレポートを作成の上、**全健保組合及び国家公務員共済組合等**に対して**通知**。2021年度からは、保険者単位のレポートに加え、**事業主単位**でも実施（作成対象は特定健診対象となる被保険者数50名以上の事業所）。

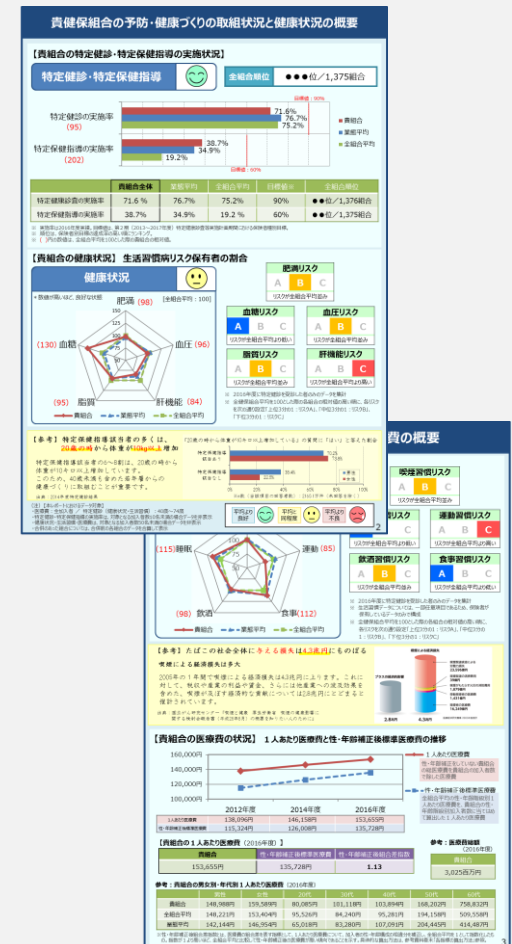
■ 健康スコアリングレポートの活用方法

- 経営者に対し、保険者が自らのデータヘルス分析と併せて、スコアリングレポートの説明を行い、従業員等の健康状況について現状認識を持ってもらうことを想定。
- その上で、企業と保険者が問題意識を共有し、**経営者のトップダウンによるコラボヘルス※の取組の活性化**を図る。
- レポートと併せて、企業・保険者の担当者向けに、経営者への説明のポイント等、レポートの見方や活用方法等を示した実践的な「**活用ガイドライン**」を送付。

※コラボヘルス：企業と保険者が連携し、一体となって予防・健康づくりに取り組むこと

※NDBデータ：レセプト（診療報酬明細書）及び特定健診等のデータ

【スコアリングレポートのイメージ】



日本健康会議について

- 2015年7月に、「日本健康会議」が発足。
 - ・ 保険者等における先進的な予防・健康づくりの取組を全国に広げるための**民間主導の活動体**。
 - ・ **健康寿命の延伸**とともに**医療費の適正化**を図ることを目的。
 - ・ メンバーは、**経済界・医療関係団体・自治体・保険者団体**のリーダーおよび有識者で構成。

【第一期（2015年～2020年）】

(※)三村会頭（日本商工会議所）、横倉名誉会長（日本医師会）、老川会長（読売新聞）が共同代表。

- **予防・健康づくりの目標を設定（8つの宣言）**。
進捗状況をデータポータルサイトで「見える化」し取組を加速化。
- 2020年度は5年間の活動の成果のまとめとして、令和2年9月30日に開催。

【第二期（2021年～2025年）】

(※)三村会頭（日本商工会議所）、中川会長（日本医師会）、老川会長（読売新聞）、宮永会長（健保連）、平井会長（全国知事会）が共同代表。

- 「**経済団体、医療団体、保険者、自治体等の連携**」、「**厚労省と経産省の連携**」、「**官民の連携**」の3つの連携により、**コミュニティの結びつき、一人ひとりの健康管理、デジタル技術等の活用**に力点を置いた健康づくりを応援することをコンセプトとして、令和3年10月29日に開催。
- 「**健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025**」を採択。



日本健康会議2021の様子
(2021年10月29日開催)

「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」

宣言1	地域づくり・まちづくり を通じて、生活していく中で健康でいられる環境整備に取り組む自治体を1,500市町村以上とする。
宣言2	47都道府県全てにおいて、 保険者協議会 を通じて、加入者及び医療者と一緒に予防・健康づくりの活動に取り組む。
宣言3	保険者とともに 健康経営 に取り組む企業等を10万社以上とする。
宣言4	加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて 学ぶ場 の提供、及び 上手な医療のかかり方 を広める活動に取り組む、保険者を2,000保険者以上とする。
宣言5	感染症の不安と共存する社会において、 デジタル技術 を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者を2,500保険者以上、医療機関・薬局を20万施設以上とする。

WEBサイト上で全国の取組状況を可視化



複数の保険者が共同で実施する保健事業の推進について

- 中小規模の保険者を含む保険者全体の機能強化や保健事業の効率化を推進するため、業種・業態等で共通する健康課題に対して、複数の保険者や民間のヘルスケア事業者等が連携して実施する、共同による保健事業のスキームを構築・展開。
- 過去のモデル事業に基づいて、共同実施のガイドラインを作成し、普及を目的とした補助事業を実施。

中小規模（加入者1万人未満）の保険者の主な課題

- 健保組合の半数以上を占めるが、その多くが保健事業を十分に行えていない。
- コストや事業規模の関係で、民間のヘルスケア事業者を活用した保健事業が難しいケースがある。

■ 共同で実施する保健事業の推進変遷 （2017年度～2021年度）

モデル事業整備

（2017年度-2019年度）

- ✓ 事業の立ち上げから運営にかかる費用を補助
- ✓ コンソーシアムを構成するにあたっての中小規模の保険者比率を段階的に引き上げ、中小規模の保険者の参画を推進
- ✓ 事業終了後にはモデルの横展開に資する基礎資料を作成

ガイドライン作成

（2020年度）

- ✓ モデル事業による学びに基づき、共同事業の効果や進め方・事例などを体系的に掲載
- ✓ データヘルス・ポータルサイトに共同事業の情報・ノウハウを共有するとともに、既存の共同事業に新たな保険者が参画する契機を創出するべく共同事業検索機能を導入

普及支援事業

（2021年度）

- ✓ 普及を目的として事業の運営にかかる費用に限定し補助
- ✓ 事業採択後にはデータヘルス・ポータルサイトへ事業内容を掲載

健康保険組合における保健事業の共同実施推進ガイド

ガイドブック

リーフレット

健康保険組合における 保健事業の共同実施推進ガイド

データヘルス・ポータルサイトの共同事業検索・閲覧機能

「参加できる共同事業を探したい」「一緒に企画する仲間を探したい」「共同事業の参加者を集めたい」既存の共同事業を参考にしたい」という健康組合のニーズに応えるために、新たに開発された機能です。ポータルサイト上で共同事業の一覧や概要のほか、各事業への参加条件や問い合わせ窓口の情報も得られますので、ぜひご利用ください。

データヘルス・ポータルサイトの検索画面

- 1 データヘルス・ポータルサイトの「データヘルス計画一覧」のページで「共同事業を検索する」ボタンから、共同事業検索画面にアクセスできます。
- 2 共同事業の実施地域（都道府県）を選択します。
- 3 当該地域で実施されている共同事業の一覧表を閲覧できます。
- 4 詳細な情報を知りたい事業を選ぶと、事業の目的、内容、実施期間、実施体制、問合せ窓口等の情報を閲覧できます。

特定健診・特定保健指導の実施率が上がらない...
健康づくりイベントの参加率が低い...
データ分析のノウハウが不足している...
重症化予防対策を実施するための医療専門スタッフがいらない...

こんなことで 困っていませんか？

新たな事業の企画・実施に必要な人的資源や医療専門職、効果的な外部委託などが活用できる
**保健事業の共同実施を
ご検討ください**

- 共同実施できまぐれコストが期待できます
- 実施事例が参考にできます
- データヘルス・ポータルサイトで共同事業の検索・閲覧ができます

保健事業のさらなる推進のために、ご利用ください

健康保険組合における**保健事業の共同実施推進ガイド**

本書では、「共同事業」の概念や進め方を事例の紹介とともにまとめています。

共同事業とは？

「健康組合が、他の健康組合や協会けんぽ等、他の健康保険組合とともに、保健事業を共同実施すること」とされ、全組合共通する健康課題の解決として、がん検診・がん相談・がん検診補助、がん相談、がん検診補助、がん相談、がん検診補助、がん相談、がん検診補助に同じ地域での共同実施が挙げられます。

厚生労働省保険局・健康保険組合連合会

共同実施による

事務負担の軽減

複数の健康組合で共通の業務を分担したり、共通の外部事業者を活用することで事務負担の軽減が期待できます。

他組合との比較を通じた自組合の課題の明確化

自組合の取り組み内容で、他組合や他社との比較を通じて、自組合・自社の特徴や課題を知ることができます。

外部委託事業者の活用による事業効果の向上

外部委託事業者や健康推進部等健康組合の共同実施推進体制を活用することで、効果的な事業の実施が可能となります。

事業のノウハウ獲得・共有

先進的な健康組合のノウハウを得ることができ、より効果的な事業や、新たな事業の創出が期待されます。

他保険者との連携による事業効果の向上

近所の人、地域・町単位等との連携により、医療・保健関係者や福祉関係者等に対する事業の実施が容易となります。

他組合との協働による事業効果の向上

事業主や加入者の事業への参加意欲が高まり、事業の継続率や効果向上につながることを期待されます。

定量的な効果検証によるPDCA

複数の健康組合共通のデータ分析により、事業の効果や課題に結びつき、事業のPDCAを回すことが可能となります。

重症化予防

※例は100名107名を例としてご紹介しています。

保健事業の課題

実施内容

共同実施の成果

生活習慣病の重症化予防の事業では、健診データの分析等を実施した対象者の抽出や、効果的な受診勧奨・保健指導の実施が不可欠。しかし、ノウハウや分析ツール、専門性を有する職員が在籍する健康組合は少ない。

重症化予防

専門性が不十分な健康組合でも共同実施推進体制の活用により、健診データの分析手法や対象者の抽出方法のノウハウを習得し重症化予防に活用できる事業が実現した。今後の保健事業の事業の推進、コラボレーションの推進に期待する。

●本書では、共同実施の事例として、①特定健診・特定保健指導、②地域連携対策、③若年者対策、④ポータルサイトアプローチ、⑤重症化予防、⑥その他（データヘルス・基盤対策、由緒所予防）の事業目的別に全14例を掲載しています。

令和3年3月
厚生労働省 保険局
健康保険組合連合会

- 保険者を中心とした取組の支援
- データヘルス改革

データヘルス改革の意義について

これまで、健康・医療・介護分野のデータが分散し、相互につながっていないために、必ずしも現場や産官学の力を引き出したり、患者・国民がメリットを実感できる形とはなっていなかった。

健康・医療・介護分野のデータの有機的連結や、ICT等の技術革新の利活用の推進を目指す
(データヘルス改革)

国民の健康寿命の更なる延伸

効果的・効率的な医療・介護サービスの提供

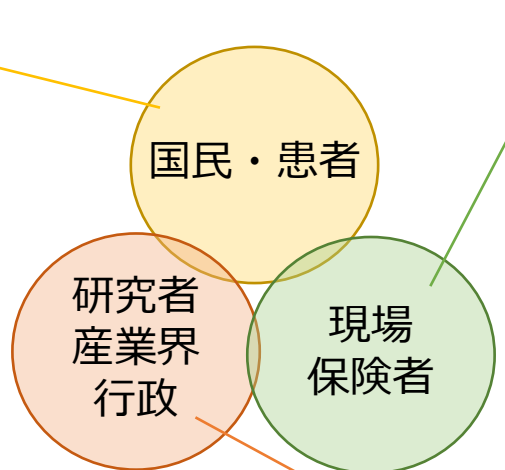
(具体例)

- 現状、がんの原因遺伝子がわからない場合や、原因遺伝子がわかっても対応する医薬品が存在しない場合も…

原因遺伝子等の解明が進み、それに基づいて新たな診断・治療法が開発・提供される可能性

- 現状、健診結果や医療情報を本人が有効活用できるようになっていない場合も…

自身の情報をスマホ等で簡単に確認し、健康づくりや医療従事者とのコミュニケーションに活用



- 現状、カルテ入力が医療従事者の負担になっている場合も…

AIを活用し、診察時の会話からカルテを自動作成、医師、看護師等の負担を軽減

- 現状、保健医療・介護分野のデータベースを研究に十分に活かしていない場合も…

民間企業・研究者がビッグデータを研究やイノベーション創出に活用

新たなデータヘルス改革が目指す未来

第6回 データヘルス改革推進本部
(令和元年9月9日) 資料

- データヘルス改革で実現を目指す未来に向け、「国民、患者、利用者」目線に立って取組を加速化。
- 個人情報保護やセキュリティ対策の徹底、費用対効果の視点も踏まえる。

ゲノム医療・AI活用の推進

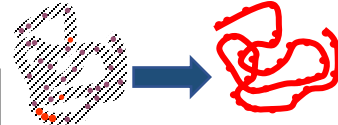
- 全ゲノム情報等を活用したがんや難病の原因究明、新たな診断・治療法等の開発、個人に最適化された患者本位の医療の提供
- AIを用いた保健医療サービスの高度化・現場の負担軽減

自身のデータを日常生活改善等につなげるPHRの推進

- 国民が健康・医療等情報をスマホ等で閲覧
- 自らの健康管理や予防等に容易に役立てることが可能に

【取組の加速化】

- ・ 全ゲノム解析等によるがん・難病の原因究明や診断・治療法開発に向けた実行計画の策定
- ・ AI活用の先行事例の着実な開発・実装



※パネル検査は、がんとの関連が明らかな数百の遺伝子を解析

【取組の加速化】

- ・ 自らの健診・検診情報を利活用するための環境整備
- ・ PHR推進のための包括的な検討



医療・介護現場の情報利活用の推進

- 医療・介護現場において、患者等の過去の医療等情報を適切に確認
- より質の高いサービス提供が可能に

データベースの効果的な利活用の推進

- 保健医療に関するビッグデータの利活用
- 民間企業・研究者による研究の活性化、患者の状態に応じた治療の提供等、幅広い主体がメリットを享受

【取組の加速化】

- ・ 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進と、運用主体や費用負担の在り方等について検討
- ・ 電子カルテの標準化推進と標準規格の基本的な在り方の検討



【取組の加速化】

- ・ NDB・介護DB・DPCデータベースの連結精度向上と、連結解析対象データベースの拡充
- ・ 個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報連結の仕組みの検討

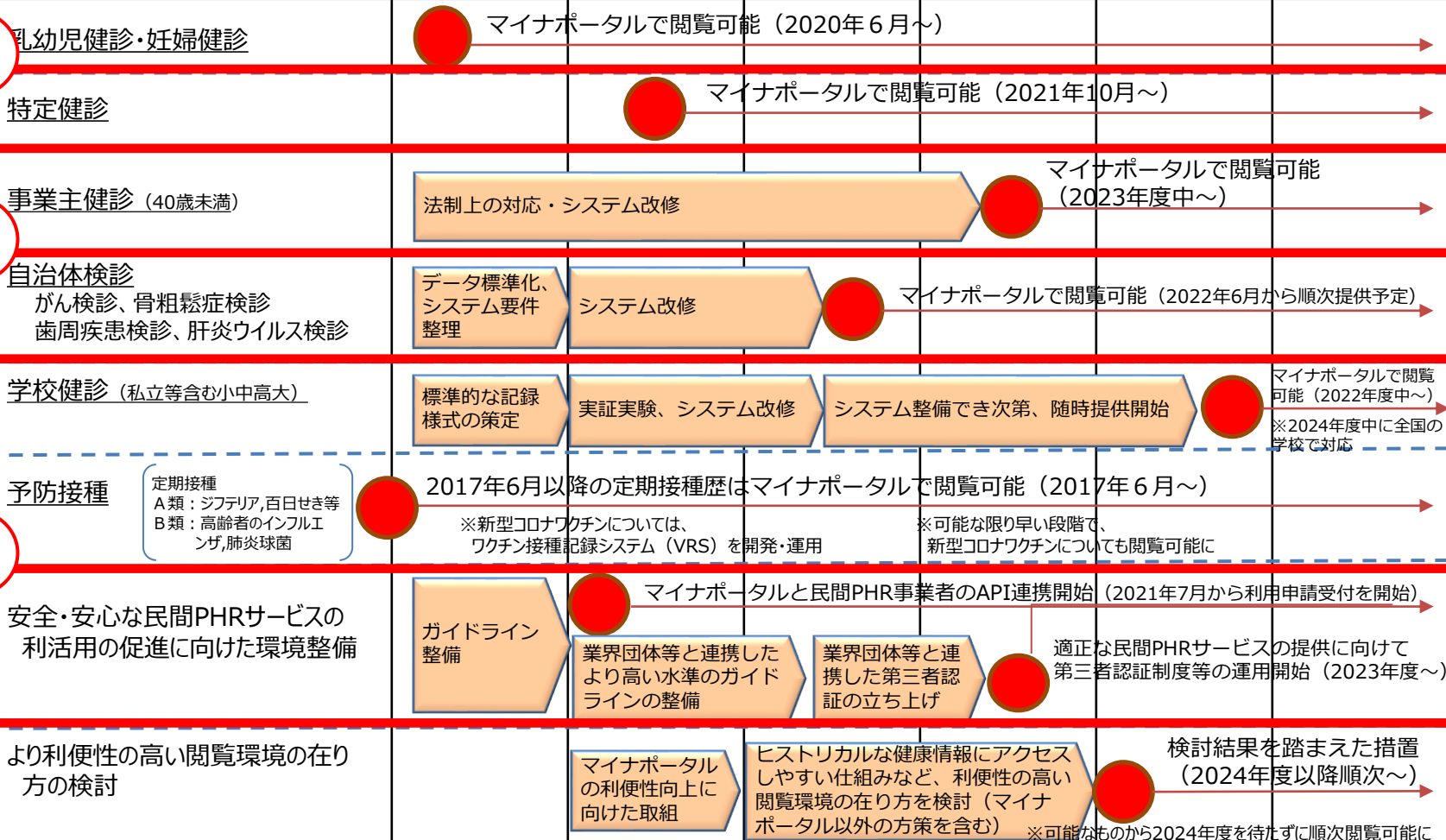


データヘルス改革に関する工程表

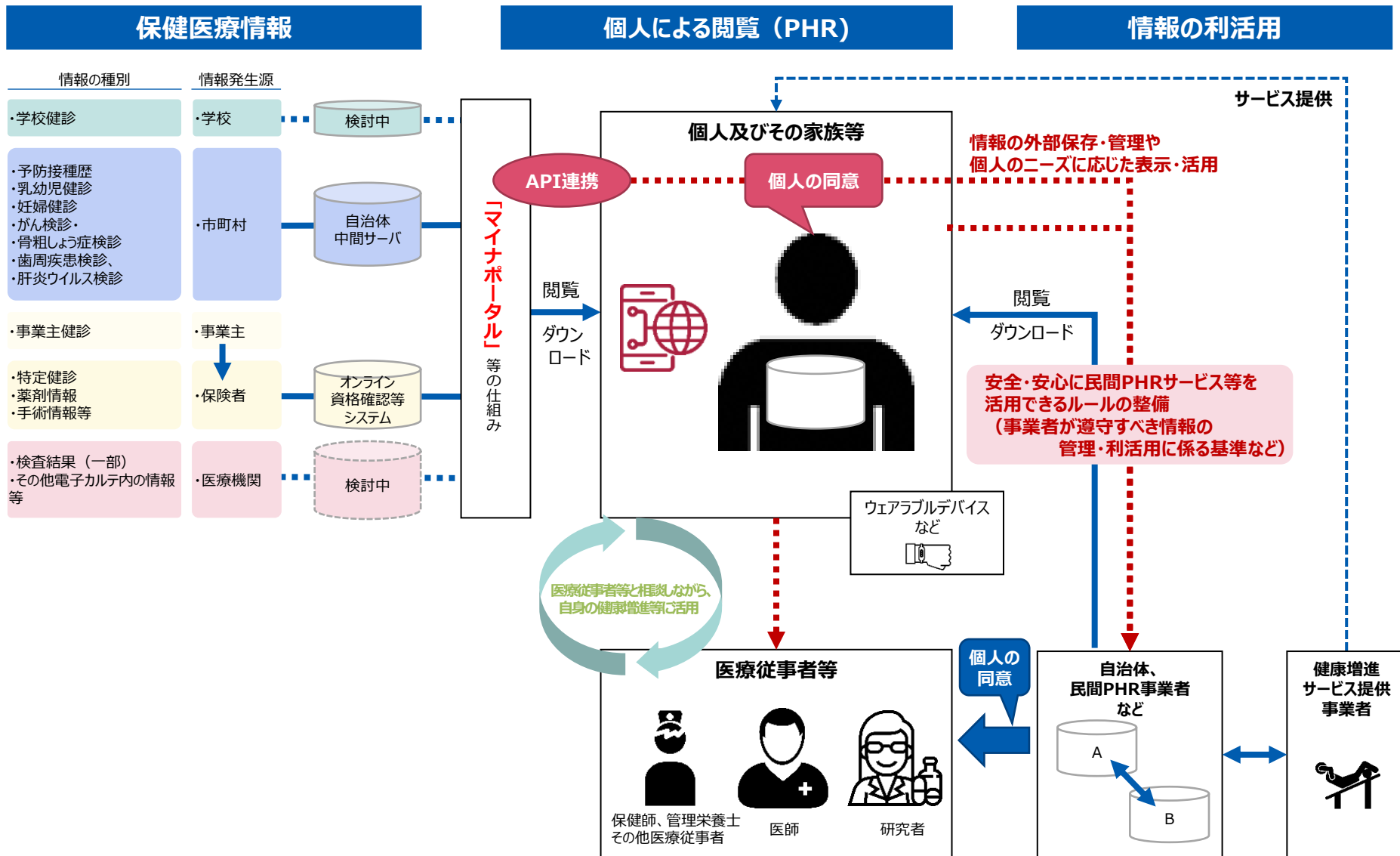
第8回データヘルス改革推進本部
(令和3年6月4日)資料より抜粋、一部改変

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	健診・検診情報					
	① 乳幼児健診・妊婦健診	●	●	●	●	●
	特定健診		●	●	●	●
	事業主健診（40歳未満）	法制上の対応・システム改修			●	●
	② 自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診	データ標準化、システム要件整理	システム改修	●	●	●
	学校健診（私立等含む小中高大）	標準的な記録様式の策定	実証実験、システム改修	システム整備でき次第、随時提供開始	●	●
	③ 予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●	●	●	●	●
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備	ガイドライン整備	●	●	●	●
	より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討		●	●	●	●



PHRの全体像



「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の概要

- 本指針は、国民・患者本人が取得した健診等情報を、自身のニーズから民間PHR（Personal Health Record）サービスを用いて、予防・健康づくりに活用すること等を想定して、PHRサービスを行う民間PHR事業者における当該情報の取り扱いについて整理したもの。
- 健診等情報の機微性等を鑑み、個人情報保護法等に定められた対応（法規制に基づく遵守すべき事項）に加え、丁寧な同意、情報セキュリティ対策、申出に応じた消去、自己点検と結果の公表等の必要な対応を民間PHR事業者に求めるものである。
- これにより、業界の健全な発展や、個人による安全・安心なPHRサービスの利活用の促進を目指す。

● 指針の位置づけ

<p>0 基本的考え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診等情報を取り扱うサービスを提供する民間PHR事業者が法規制に加えて、適正なPHRの利活用を促進するために遵守することが必要と考えられる事項を含めて提示
<p>1 指針の対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象情報：個人が自らの健康管理に利用可能な要配慮個人情報（「健診等情報」と定義（健診等情報の具体例として、予防接種歴、乳幼児健診、特定健診、薬剤情報等を列挙） ・対象事業者：健診等情報を取り扱うPHRサービスを提供する民間事業者

● 民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する要件（法規制に基づく遵守すべき事項に上乗せする主な事項）

<p>2 情報セキュリティ対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントシステムを構築する上で第三者認証（ISMS又はプライバシーマーク等）を取得することに努める。ただし、マイナポータルAPI経由で健診等情報入手する事業者においては、第三者認証を取得すべき等
<p>3 個人情報の適切な取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーポリシーやサービス利用規約を分かりやすく作成し、ホームページに掲載するなど義務化 ・利用目的に第三者提供を含む場合は、利用目的、提供される個人情報の内容や提供先等を特定し、分かりやすく通知した上での同意の徹底 ・本人同意があった場合でも、本人の不利益が生じないように配慮 ・同意撤回が容易に行える環境の整備 ・健診等情報の利用が必要なくなった場合又は本人の求めがあった場合、健診等情報を消去又は本人の権利利益を保護するため必要な代替措置を行う等
<p>4 健診等情報の保存・管理、相互運用性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診等情報について、民間PHR事業者から利用者へのエクスポート機能及び利用者から民間PHR事業者へのインポート機能について備えるべき等
<p>5 その他（要件遵守の担保方法など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者は、自己チェックシートに沿って本指針の各要件を満たしているかどうかを確認し、点検後のチェックシートを自社のホームページ等で公表すべき等

本指針の要件に係るチェックシート

※一部抜粋。要件毎にチェック項目を記載